

令和 7 年 8 月 不用物品の売却に関する仕様書 (小型動力ポンプ 計 1 1 台)

会 計 室
担当 中島・平本 222-3687

- 1 売却物品は、売却物品明細書のとおりとし、保管場所から契約業者が引き取ることとする。また、売却物品は現状引渡しとする。
- 2 売却物品は、バッテリーの性能が低下、その他不具合によりエンジンが掛からない場合がある。
- 3 売却物品及び搬出方法の下見については、以下のとおりとするので、前日の 17:00 までに必ず下記の担当者へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。
 なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による売却物品の状態等に対する問合せは一切受け付けない。
 - (1) 下見期間
 日程：令和 7 年 7 月 16 日（水）、17 日（木）
 時間：各日とも 9:00～17:00（ただし、12:00～13:00を除く）
 （※1 業者につき 40 分以内）
 - (2) 下見場所
 京都市消防活動総合センター
 京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 94-4
 - (3) 連絡先
 京都市消防局 総務部施設課（担当：石田・菱野）
 電話番号：075-212-6647
- 4 消防局から納入通知書を発行するので、契約決定の日から引取りの日までに代金を納入すること。
- 5 引取期間は、代金納入の確認ができた日から令和 7 年 9 月 3 日（水）までとする。期間内に必ず引取りを完了すること。
 なお、引取りを完了したときには、京都市長宛ての受領書を必ず消防局の担当者に手渡すこと。
- 6 引取りに当たっては、事前に消防局に連絡したうえで、指示された時間・場所で行うこととし、保管場所での業務の支障にならないよう十分注意すること。また、火災及び事故等についても十分注意すること。
- 7 引取った物品は、輸送中に部品等を落下させないように十分注意すること。

- 8 この契約の履行に際して発生した事故・負傷等に関して、京都市は一切の責任を負わない。
- 9 その他引取り作業の詳細については、会計室及び消防局の指示に従うこと。
- 10 売却物品を、再使用することなく廃車・処分する場合は、使用済自動車等の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の関係法令に基づき、適正な方法により速やかに処分すること。
- 11 契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、道路法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。
- 12 契約業者は民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き取った本件売却物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。
- 13 その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。

以 上

令和 7 年 8 月売却物品明細書

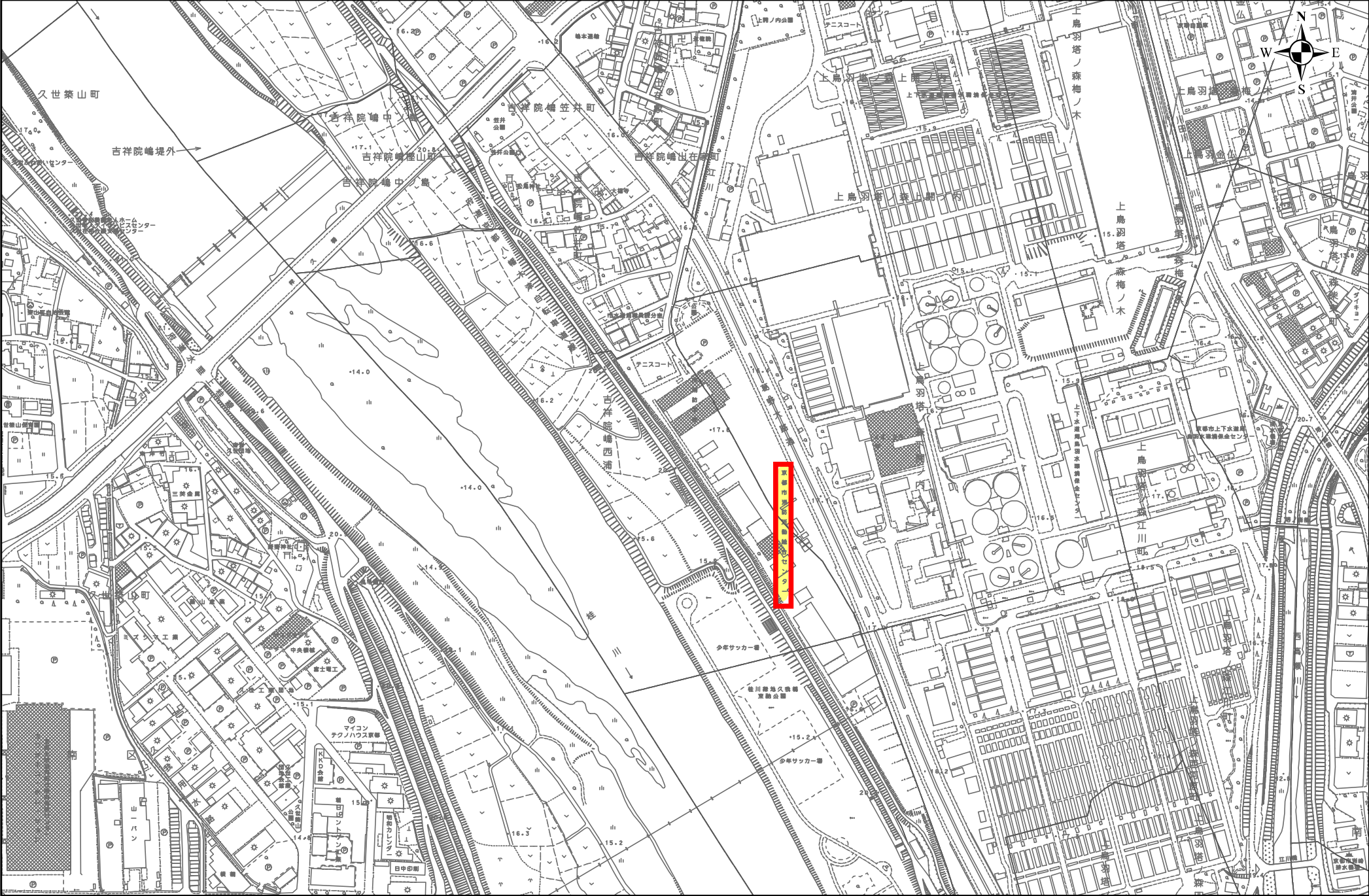
番号	品 名	規格形状等	保管場所
S 5	小型動力ポンプ (台車付)	シバウラ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	シバウラ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	シバウラ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	シバウラ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	シバウラ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	トーハツ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	トーハツ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	トーハツ	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	富士ロビン	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	ラビット	京都市消防活動総合センター
	小型動力ポンプ (台車付)	ラビット	京都市消防活動総合センター

保管場所

○京都市消防活動総合センター(京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 9 4 - 4)
 担当 (消防局総務部施設課 石田・菱野) TEL 0 7 5 - 2 1 2 - 6 6 4 7

※現物の確認をする場合は、事前に消防局総務部施設課に連絡してから来所のこと。

京都市消防活動総合センター



南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4

1:5,000